

平成九年国家公安委員会規則第十三号

指掌紋取扱規則

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、指紋等取扱規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第六号）の全部を改正するこの規則を制定する。

**第一条** この規則は、被疑者の指紋及び掌紋を組織的に収集し、管理し、及び運用するために必要な事項を定め、もって犯罪捜査に資することを目的とする。

**第二条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指紋記録等

被疑者の指紋及び氏名、異名その他の被疑者を識別するために必要な事項（以下「身上事項」という。）の電磁的方法による記録（以下「指紋記録」という。）又は被疑者の指紋を押なつし、及び身上事項を記載して作成した資料（以下「指紋資料」という。）をいう。

二 掌紋記録等 被疑者の掌紋及び身上事項の電磁的方法による記録（以下「掌紋記録」という。）又は被疑者の掌紋を押なつし、及び身上事項を記載して作成した資料（以下「掌紋資料」という。）をいう。

三 処分結果記録 被疑者の処分結果及び身上事項の電磁的方法による記録をいう。

四 処分結果資料 被疑者の処分結果及び身上事項を記載して作成した資料をいう。

五 現場指紋 犯罪現場その他被疑者が指紋又は掌紋を遺留したと認められる場所（以下「犯罪現場等」という。）に残された指紋又はこれを採取したものをいう。

六 現場掌紋 犯罪現場等に残された掌紋又はこれを採取したものをいう。

七 協力者指紋 被疑者以外の者で犯罪現場等に指紋を残したと認められるものから採取した指紋をいう。

八 協力者掌紋 被疑者以外の者で犯罪現場等に掌紋を残したと認められるものから採取した掌紋をいう。

九 遺留指紋 現場指紋のうち、協力者指紋に該当しないもので被疑者が遺留したと認められるものをいう。

十 遺留掌紋 現場掌紋のうち、協力者掌紋に該当しないもので被疑者が遺留したと認められるものをいう。

（指掌紋記録等の作成）

**第三条** 警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（隊その他課に準ずるもの）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、所属の警察官が被疑者を逮捕したとき若しくは被疑者の引渡しを受けたとき又は第三項の規定による依頼を受けたときは、指紋記録等及び掌紋記録等（以下「指掌紋記録等」という。）を作成しなければならない。

2 警察署長等は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは第四項の規定による依頼を受けたときは、その承諾を得て指掌紋記録等を作成するものとする。

3 関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、所属の警察官が被疑者を捕獲し、又は被疑者の引渡しを受けたときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼しなければならない。

4 関東管区警察局サイバー特別捜査隊長は、身体の拘束を受けていない被疑者について必要があると認めるときは、関係都道府県警察の警察署長等に対し、指掌紋記録等の作成を依頼するもの（指掌紋記録等の送信等）

**第四条** 警察署長等は、前条第一項又は第二項の規定により指掌紋記録及び掌紋記録を作成したときは、速やかに当該指掌紋記録及び掌紋記録を警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「警察庁犯罪鑑識官」という。）及び警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長（以下「府県鑑識課長」という。）に電磁的方法により送らなければならない。

2 警察署長等は、前条第一項又は第二項の規定により指掌紋記録等を作成した場合において、警察庁長官が定める事由に該当するに至ったときは、速やかに処分結果記録を作成し、これ

3 府県鑑識課長は、前項の規定により指掌紋記録等を作成したときは、速やかに当該処分結果記録を整理保管し、又は当該処分結果記録に係る処分結果資料を作成し、これを整理保管しなければならない。

4 警察庁犯罪鑑識官又は府県鑑識課長は、前項の規定により指掌紋記録等を作成したときは、速やかに当該処分結果記録を整理保管し、又は当該処分結果記録に係る処分結果資料を作成し、これを整理保管しなければならない。

（処分結果記録の作成等）

**第五条** 警察署長等は、第三条第一項又は第二項の規定により指掌紋記録等を作成した場合において、警察庁長官が定める事由に該当するに至ったときは、速やかに処分結果記録を作成し、これを整理保管し、又は当該処分結果記録に係る処分結果資料を作成し、これを整理保管しなければならない。

2 警察庁犯罪鑑識官又は府県鑑識課長は、前項の規定により指掌紋記録等を作成したときは、速やかに当該処分結果記録を整理保管し、又は当該処分結果記録に係る処分結果資料を作成し、これを整理保管しなければならない。

3 警察庁犯罪鑑識官又は府県鑑識課長は、前項の規定により指掌紋記録等を作成したときは、速やかに当該処分結果記録を整理保管し、又は当該処分結果記録に係る処分結果資料を作成し、これを整理保管しなければならない。

4 警察庁犯罪鑑識官又は府県鑑識課長は、前項の規定により指掌紋記録等を作成したときは、速やかに当該処分結果記録を整理保管し、又は当該処分結果記録に係る処分結果資料を作成し、これを整理保管しなければならない。

（遺留指掌紋の照会）

**第六条** 警察署長等は、現場指紋又は現場掌紋（以下「現場指掌紋」という。）を採取したときは、これに協力者指紋又は協力者掌紋（以下「協力者指掌紋」という。）を添えて府県鑑識課長に直ちに送付しなければならない。

2 府県鑑識課長は、前項の規定により現場指掌紋の送付を受けたときは、これと協力者指掌紋と直ちに対照しなければならない。

3 府県鑑識課長は、前項の現場指掌紋のうちに遺留指紋又は遺留掌紋（以下「遺留指掌紋」という。）があるときは、当該遺留指掌紋及びそれに関連する事項の電磁的方法による記録（以下「遺留指掌紋記録」という。）を作成し、警察庁犯罪鑑識官に對し、これを送ることにより、該当する指掌紋記録又は掌紋記録（以下「指掌紋記録」という。）の有無を照会することができる。

4 警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による照会を受けたときは、直ちにこれとその保管する指掌紋記録とを対照し、当該照会をした府県鑑識課長に対し、その結果を電磁的方法により回答しなければならない。

5 前項の規定による回答を受けた府県鑑識課長は、当該回答に係る遺留指掌紋を送付した警察署長等に対し、直ちに当該回答の内容を通知しなければならない。

**第七条** 府県鑑識課長は、前条第四項の規定による回答があつたときは（当該回答に係る遺留指掌紋が警察庁犯罪鑑識官の保管する指掌紋記録に該当した場合を除く。）は、警察庁犯罪鑑識官に対し、当該回答に係る遺留指掌紋記録を送り、第四条第四項の規定による指掌紋記録の整理保管の際に当該指掌紋記録と当該遺留指掌紋記録とを对照することを依頼することができる。

2 警察庁犯罪鑑識官は、前項の規定による依頼を受けたときは、当該依頼に係る遺留指掌紋記録を整理保管しなければならない。

3 前項の場合において、警察庁犯罪鑑識官は、同項の規定により保管する遺留指掌紋記録（以下「保管遺留指掌紋記録」という。）と第四条第四項の規定により整理保管する指掌紋記録とを対照し、当該保管遺留指掌紋記録が当該指掌紋記録に該当したときは、第一項の規定による依頼をした府県鑑識課長にその旨を回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた府県鑑識課長は、当該回答に係る遺留指掌紋を送付した警察署長等に対し、直ちに当該回答の内容を通知しなければならない。



その他の行為であつて、新規則第六条に相当の規定があるものは、同条の相当の規定によつてしたものとみなす。

1 附則（施行期日）  
（令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号）抄  
この規則は、令和四年四月一日から施行する。